

「投信取引口座開設にあたって確認いただきたい事項」

【投信取引口座および振替決済口座の設定および特定口座（源泉徴収あり）開設 ならびに 所得税法その他法令の規定による、投資信託の収益分配・償還金等の受領者の告知事項の告知】

私は、貴金庫の個人情報および個人番号に関する利用目的を確認・同意のうえ、投信取引約款に基づき、投信取引口座および振替決済口座の設定を申し込みます。また、所得税法その他法令の規定により、投資信託の収益分配・譲渡の対価・償還金等の受領者の告知事項につき、以下のとおり告知します。

私は、貴金庫の特定口座約款に基づき、特定口座の開設を申し込みます。また、当該口座にて、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項の規定により、この旨を届け出ます。

私は、租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けるとともに、貴金庫が支払いの取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けたいので、この旨を届け出ます。

【特定口座開設にあたってのご注意】

1. 特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ国内に居住されている方のみとなります。また、当金庫に複数の特定口座を開設することは、原則できません。
2. 源泉徴収の有無についての選択は、変更の旨のお申出がない限り、その取扱いを継続します。なお、源泉徴収の有無の変更は、その年の最初の換金(償還を含む。)を行った日以後、当該年に変更のお申出を行うことはできません。また、源泉徴収選択口座を選択している場合、上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、当該年に源泉徴収を希望しない旨のお申出を行うことはできません。
3. 特定口座開設後の上場株式等のお取引は、原則として特定口座を通じて行うこととなります。
4. 特定口座開設日より前および廃止日以後のお取引は「特定口座年間取引報告書」には記載されません。
5. 損益や税額の計算は、受渡日を基準に行います。